

諮問番号：平成29年度諮問第1号

答申番号：平成29年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 日常生活での注意と介助がかなり必要と書いてあるのに日常生活が著しい制限を受ける程度ではないとされている。
- (2) I Qが上がっていても、問題行動が改善される訳ではない。
- (3) 「興奮」「多動」があれば十分日常生活に著しい制限があると思える。

2 処分庁の主張の要旨

診断書の「精神医学的総合判定」において、「日常生活での注意と介助がかなり必要」とされ、「問題行動及び習癖」では、「興奮」「多動」があり、「興奮すると何を言っても耳に入らない。じっと座っているのは苦手で立ち歩く。」との記載があるから、一定の障害の状態にあることは認められるが、日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動があるとは認められない。

I Qが55で軽度判定を受けており、問題行動として「興奮」「多動」が認められるが、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためであり、この診断書からは精神の障害2級の認定基準を満たしているとはまではいえず、対象児童の障害の程度が政令別表第3に定める障害の状態にないと判断したものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、対象児童に係る事情を顧みずになされた原処分は、違法、不

当であると主張している。

しかしながら、手当の受給資格が認定されるためには、特別児童扶養手当認定診断書に記載された障害の状態が、嘱託医の審査判定も得て、総合的にみたときに、認定要領及び認定基準に定める基準に合致するものと判定される必要があるところ、審査請求人が主張する事情（同診断書に日常生活での注意と介助がかなり必要と書いてあること、IQが上がっていても問題行動が改善される訳ではないこと、「興奮」及び「多動」があれば十分日常生活に著しい制限があると思えること）についてみると、診断書には、「興奮」及び「多動」があり、「日常生活での注意と介助がかなり必要」との記載がある一方で、日常生活能力の程度は、「食事」、「排泄」、「衣服」は「自立」とされ、「入浴」は「一部介助」、「洗面」は「半介助」と自立の程度が強く、「要注意度」も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、こうした事情も考慮の上、嘱託医の審査判定も得て、総合的に判断した上で、これらの基準に合致しないものとされているのであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

審査会は、同月25日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を開始し、その結果などを踏まえ、同年5月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、発達障害関連症状のうち、「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」が「乏しい」とされ、「興奮」及び「多動」の問題行動が見られ、精神医学的総合判定は「中度」と評価されているものの、IQは55の「軽度」であり、発達障害関連症状のうち、「限定した常同的で反復的な関心と行動」も「軽度」であるほか、日常生活能力の程度は、おおむね自立していると認められ、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。

なお、審査会は、審査請求の趣旨を踏まえ、対象児童の日常生活における援助の程度について、調査権を行使したところ、主治医からは、信号機のある場面では一人では歩かせられないなど外出時での行動に注意と介助を要する一方、基本的な日常生活能力は、訓練により一定程度身に付き、対象児童も食事や衣服、排泄などは一人でできるようになっている旨の回答が得られたところである。

こうした事実関係からすると、精神の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美